### <sub>令和5年度</sub>住民税均等割のみ課税世帯の皆さまへ

# 物価高騰対応重点支援給付金 • (10万円/1世帯) のご案内

受給のためには手続きが必要です!

# 支給対象

## 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯

基準日(令和5年12月1日)時点で下松市に住民登録があり、

世帯全員の令和5年度住民税所得割が非課税で、

うち少なくとも1人が住民税均等割のみ課税に該当する世帯

※ただし、世帯全員が、令和5年度住民税課税者の扶養親族等になっている世帯は対象外となります。

# 手続方法

- ① 対象と思われる世帯に、下松市から給付内容や確認事項が記載された 「確認書」が届きます。
- ② 「確認書」に必要事項を記入して、専用の返信用封筒で下松市に提出してください。審査(約2週間~1カ月)後に、指定の口座に振り込みます。
  - ※確認書が届かない場合や、紛失した場合は、当該世帯の世帯主の方から、お問い合わせください。

申請期限:令和6年6月30日(日)消印有効

# こども加算(5万円/児童)

給付対象世帯の世帯員で、扶養されている18歳以下のこども(平成17年4月2日生まれ以降のこども)については1人当たり5万円の加算給付があります。加算給付については、手続終了後、対象の世帯に給付に関するお知らせを送付します。

## ☆ 給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意下さい!

自宅や職場などに国や県、市(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、 最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



#### お問い合わせ

〒744-8585 下松市大手町3丁目3番3号

下松市臨時給付金担当 2 0833-45-1896

受付時間 9:00~17:00 土、日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)を除く